

省令

○法務省令第十六号
更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第五十八条の規定に基づき、更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年四月十日
法務大臣 谷垣 禎一

更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令
(平成十八年法務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二十条第二項中「及び」を「」に掲げる事業に係る補助金の額は、当該事業に必要な経費の三分の二に相当する額を限度とし、同項」に改め、同条第三項中「二分の一」を「三分の一(助成の対象となる事業が同項第一号に掲げる事業である場合においては、二分の一)に改める。

○文部科学省令第十九号
展覧会における美術品損害の補償に関する法律(平成二十三年法律第十七号)及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令(平成二十三年政令第五十六号)の規定に基づき、展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年四月十日
文部科学大臣 下村 博文

展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則の一部を改正する省令
展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則(平成二十三年文部科学省令第二十三号)を次のように改正する。
第十條第二項中「計算決算及び会計令(昭和十二年勅令第六十五号)第百四十四条の規定に基づいて財務大臣が定める」を「支出官事務指針(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)第一條第二項第四号の規定により定められた」に改める。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十号
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十條の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年四月十日
厚生労働大臣 田村 憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十條の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年四月十日
厚生労働大臣 田村 憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十條の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年四月十日
厚生労働大臣 田村 憲久

○内閣府告示第二十七号
公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第五十号)第五條第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号(公文書等の管理に関する法律施行令第五條第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六條の規定による適切な管理を行うもの(指定する件)の一部を次のように改正する。
平成二十六年四月十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

国立大学法人東京大学東京大学史資料室の項中「東京大学史料室」を「文書館」に改める。
国立大学法人京都大学人間・環境学研究院総合人間学部図書館の項中「人間・環境学研究院総合人間学部図書館」を「吉田南総合同図書館」に改める。

○内閣府告示第二十八号
被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第六條第一項の被災者生活再建支援法人である財団法人都道府県会館から、平成二十六年四月一日をもってその名称を変更する旨の届出があつたので、同法第六條第五項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第六号(被災者生活再建支援法の規定に基づき、被災者生活再建支援金を指定した件)の一部を次のように改正する。
平成二十六年四月十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

第一号中「財団法人 都道府県会館(昭和二十三年九月一日に財団法人都道府県会館という名称で設立された法人をいう)」を「公益財団法人 都道府県会館」に改める。

○法務省告示第五十四号
新潟県村上市役所保存の次の除籍が滅失した。
平成二十六年四月十日
法務大臣 谷垣 禎一

新潟県岩船郡高根村大字岩沢三千四百五十九番地一
飯沼 肇

○法務省告示第五十五号
出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三十四号の一部を次のように改正する。
平成二十六年四月十日
法務大臣 谷垣 禎一

Table with 4 columns: 名称, 名義地区, 区域, 名護市. It lists various companies and their locations, such as 株式会社ニクワチ, 株式会社ワカサ, 株式会社ワカサ, etc.

③ 国家戦略特区の指定について

1. 3月28日の国家戦略特区諮問会議において、国家戦略特区の指定区域の案について審議がされ、その中の1つに、沖縄県が位置付けられたところ。
2. 今後、沖縄県などの関係地方公共団体の意見を聴く等必要な手続を経た上で、国家戦略特区を政令指定するとともに、特区ごとの区域方針を内閣総理大臣決定する予定。
3. その後、特区ごとに設置される国家戦略特別区域会議において、追加の規制改革事項も含めた、国家戦略特別区域計画が作成され、事業内容の具体化が進められていく予定。

(参考)

国家戦略特区諮問会議(3月28日)資料より

国家戦略特別区域の概要(案)

(注1) 東京圏及び関西圏の指定範囲については、全部又は一部のどちらとするかを含め、今後、関係地方公共団体の意見を聴いて、政令により定められる(以下同じ)。

(注2)【 】は、政策テーマ

I. 東京圏

【国際ビジネス、イノベーションの拠点】

東京都・神奈川県の一部、千葉県成田市

* 東京都に対し、規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることとする。

II. 関西圏

【医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援】

大阪府・兵庫県・京都府の一部

III. 新潟県新潟市

【大規模農業の改革拠点】

IV. 兵庫県養父市

【中山間地農業の改革拠点】

V. 福岡県福岡市

【創業のための雇用改革拠点】

VI. 沖縄県【国際観光拠点】

* 規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることとする。

国家戦略特別区域及び区域方針(案)

VI. 沖縄県

1.対象区域

沖縄県

2.目標

世界水準の観光リゾート地を整備し、ダイビング、空手等の地域の強みを活かした観光ビジネスを振興するとともに、沖縄科学技術大学院大学を中心とした国際的なイノベーション拠点の形成を図ることにより、新たなビジネスモデルを創出し、外国人観光客等の飛躍的な増大を図る。

3.政策課題

- (1)外国人観光客等が旅行しやすい環境の整備
- (2)地域の強みを活かした観光ビジネスモデルの振興
- (3)国際的環境の整ったイノベーション拠点の整備

4.事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<観光>

- ・外国人観光客の入国の容易化(ビザ要件の緩和)
- ・入管手続の迅速化(民間委託等)
- ・外国人ダイバーの受入れ(潜水士試験の外国語対応)

<労働>

- ・海外からの高度人材の受入れ(ビザ要件の緩和)